



☆今日の事例☆
明示的一部請求訴訟において債権の総額が認定された場合における残部の時効中断の有無（最一小判平25.6.6）

最終回



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 早瀬孝広

🔍 1st Step 事案の概要

亡Aの遺言執行者であるXは、平成17年4月16日、Yに対して、Aが死亡時に有していた未収金債権の支払を催告した上、同年10月14日、未収金債権の明示の一部請求として約5,293万円の支払いを求める訴えを提起した（別件訴訟）。別件訴訟において、Xは、未収金債権の総額は約3億9,761万円であると主張し、Yが相殺の抗弁を提出したところ、裁判所は、未収金債権の額を約7,528万円と認定してXの請求を全部認容する旨の判決を言い渡し、同判決は確定した。Xは、平成21年6月30日、Yに対して、未収金債権の残部約2,235万円の支払を求める訴えを提起した（本件訴訟）。

本件訴訟では、残部について消滅時効の成否が問題となり、一審は、別件の訴えの提起により、残部について裁判上の請求に準じた確定的な時効中断効を認めてXの請求を全部認容したのに対して、原審は、残部について時効中断効は生じておらず、裁判上の催告の効力があると解しても、催告を繰り返したものと評価せざるをえないとして、残部の時効消滅を認めてXの請求を棄却した。

🔍 2nd Step 判旨

最高裁は、明示的一部請求訴訟における一部消滅の抗弁に理由があると判断されたために債権の総額が認定された場合であっても、残部について確定的な時効中断効が生ずるものではなく（①）、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情がない限り、別件の訴えの提起は、残部について裁判上の催告としての時効中断効を生じるが（②）、消滅時効期間が経過した後、その経過前にした催告から6か月以内に再び催告をしても、当初の催告から6か月を経過することにより消滅時効が完成する（③）と

判示し、Xの上告を棄却した。

🔍 3rd Step 実務の視点

①の判断は、明示的一部請求訴訟における残部に係る確定的な時効中断効を否定する判例（最二判昭34.2.20）の枠組みを踏まえたものである。債権の一部消滅の抗弁の判断過程において債権の総額が認定されていたとしても（最判平6.11.22参照）、残部のうち消滅していないと判断された部分についてその存在が確定したのと同視することはできない以上、時効中断効は生じないことが確認された。

②の判断は、請求原因事実の基本的同一性および債権者の合理的意思を根拠とするものであり、明示的一部請求訴訟の係属中は、特段の事情がない限り、債権者の継続的な権利行使の意思を認め、残部について一切の時効中断効を否定するのではなく、裁判上の催告としての時効中断効を認めた。特段の事情が認められる場合は明らかでないものの、明示的一部請求訴訟では、原則として残部について裁判上の催告があったものと解する旨を明確に判示した点が重要である。

③の判断は、時効期間が定められた趣旨から、催告の繰り返しによる時効中断は認められず、消滅時効期間が経過した後、その経過前にした催告から6か月以内に明示的一部請求の訴えの提起による裁判上の催告をしたとしても、当初の催告から6か月を経過することにより消滅時効が完成するというものであり、再度の催告が裁判上の催告である場合と裁判外の催告である場合とを区別しない旨を判示した点に意義がある。

本判決は、民法（債権関係）の改正に関する中間試案（平成25年2月26日）における時効の停止事由の論点とも深く関係する判例として、実務上も重要な意義を有する。